

○財務省告示第百六十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年四月二十三日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年五月十二日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百七十二回、第二百七十三回、第二百七十四回、第二百七十六回、第二百七十八回、第二百八十一回、第二百八十五回、第二百八十六回、第二百八十九回、第二百九十九回、第三百回及び第三百四回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十五回、第五十六回、第六十回、第六十一回、第六十二回、第六十六回、第六十九回、第七十二回、第七十三回、第七十五回、第七十六回、第七十七回、第七十八回及び第八十一回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号）に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同			

十 三	十 二	十 一	十	九	八	七	六	五
の	経	利	発	振	最	払	発	募
払	過	子	行	替	低	込	行	入
込	利	率	行	単	額	金	額	決
み	子		価	位	面	額		定
	率		格		金			の
			日		金			

じ。を競争に付して行われる入札による発行の利率の差の大小申込みの利率の順次割り当てからその応募額を順次に面額で二千九百九十五億円以内（別表のとおり）三億七千八百二十五円五万円の振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額とす。整数倍の金額によるものと発行対象国債ごと、に金額を出した金額、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

（別表のとおり）
 は、募入決定の通知を受けた者は、払込金の加えた額は、式により算出する。期日に払い込むものとする。

名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額面金額）
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （百八十八）	二・〇％	平成六年二月二十八日	三十五億円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （百七十）	一・六％	平成十年二月二十七日	四十八億円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （百七十）	一・五％	平成十年二月二十七日	百六十八億円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （百七十）	一・五％	平成九年二月二十七日	三百三億円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （百七十）	一・四％	平成九年二月二十七日	九十四億円

（別表）

二十 十九 十八 十七 十五

払込期日 入札参加 払場所 元利金の支 象回国債の 各発行対 準とす 入札の基 償還金額 償還期限

平成二十二年四月二十三日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行 単利回りとする。債の平均値の

店頭各発行対象国債の平均値の

本店証券業協会が発表した公社債

平成二十二年四月二十日付で

額（別表のとおり）

額面金額につき百円

（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回）券	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 五十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回）券	（（利 第十付 三年国 百）庫 四）債 回）券	（（利 第十付 三年国 百）庫 回）債 ）券	（（利 第九付 十年国 回）庫 百）債 ）券	（（利 第五付 十年国 回）庫 百）債 ）券	（（利 第六付 十年国 回）庫 百）債 ）券	（（利 第五付 十年国 回）庫 百）債 ）券
一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 三 %	一 ・ 五 %	一 ・ 三 %	一 ・ 五 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %
日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二十四	日年平 六成 月三 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	日年平 九成 月三 二十一	日年平 三成 月三 二十一	日年平 三成 月三 二十一	六平 月成 二三 月十 日年	日年平 六成 月二 二十九	日年平 三成 月二 二十九
二 十 一 億 円	三 十 四 億 円	五 億 円	九 十 五 億 円	三 十 五 億 円	三 十 五 億 円	二 十 一 億 円	七 十 億 円	億二 百六 十五	円四 百九 十億

（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	〇 ・ 八 %
日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三 月十 二六	日年平 九成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十五
三 十 六 億 円	百 億 円	二 十 九 億 円	百 十 七 億 円	円 二 百 五 十 億	億 三 百 四 十 七	九 十 二 億 円	二 百 億 円	二 十 四 億 円	八 十 一 億 円